

公 告

(川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結)
(土木工事部門)

次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 27 日

国土交通省 九州地方整備局
川内川河川事務所長 坂元 浩二

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは河川管理施設等に損傷が発生した場合等に、被災状況の迅速な把握、被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

- 1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。
- 2) 出張所毎の管理区間及び選定予定者数、並びに河川巡視（水位監視を含む）を担当する班数、災害対策車の配備状況は、下表のとおりとする。
なお、河川巡視 1 班あたり複数者を選定する予定である。

出張所名	管 理 区 間					選定予定者数	河川巡視の班数(予定)	災害対策車数(予定)
	河川名	左右岸	距 離 標					
川内出張所	川内川	左 岸	-0k100	～	28k900	18 者程度	6 班程度	P 2 台 S 1 台
		右 岸	-1k500	～	27k200			
	八間川	左右岸	0k000	～	0k600			
	隈之城川	左右岸	0k000	～	2k000			
宮之城出張所	川内川	左 岸	28k900	～	50k300	12 者程度	4 班程度	P 1 台
		右 岸	27k200	～	50k300			
菱刈出張所	川内川	左右岸	63k800	～	99k600+40	24 者程度	8 班程度	P 6 台 S 6 台
	羽月川	左右岸	0k000	～	7k500			
	綿打川	左右岸	0k000	～	0k800			
京町出張所	川内川	左右岸	99k600+40	～	116k600	15 者程度	5 班程度	P 1 台 S 1 台
	長江川	左右岸	0k000	～	1k600			

P = 排水ポンプ車等、 S = 照明車

(3) 実施内容

- 1) 災害の発生若しくは災害の発生が予測された場合の緊急的な応急対策工事等の実施。
- 2) 洪水・地震・津波等による河川管理施設(堤防・護岸・水閘門等)の被災状況を把握するための河川巡視。
- 3) 洪水時におけるはん濫危険箇所での河川水位の監視及び記録・報告。
- 4) 災害対策用機械(排水ポンプ車・照明車等)の設置場所までの運搬、現地での設置・運転・撤去、並びに格納庫までの運搬等。
- 5) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合。

(4) 基本協定の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの期間

(5) 基本協定締結者の選定

基本協定締結者の選定は、出張所毎に地理的条件、技術者・資機材の保有状況、九州地方整備局における工事成績、災害協定の実績等を総合的に評価し決定するものとする。

(6) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合や災対機械の応急対応を実施する場合には、当該協定締結者の中から、前項(5)の評価等に基づき契約締結者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約など適切に契約締結するものとし、その実施にあたっては関係法令等を遵守するものとする。

基本協定書に基づき出動が要請され、出動する時点においては、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、同制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、同制度には、工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、今回請負契約の条件とする保険は何れ的方式でも差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令((昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成29・30年度の一般土木工事、または維持修繕工事の何れかに係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っており、且つ平成29年4月1日時点で認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 九州地方整備局(港湾・空港部及び港湾・空港関係事務所を除く)の発注した一般土木工事または維持工事のうち平成24年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事にかかる工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。

(5) 参加する出張所管内の地域に、建設業法に基づく営業所が所在すること。

出張所名	出張所管内の地域（本店又は支店等営業所の所在地）
川内出張所	鹿児島県薩摩川内市の一部（旧川内市、旧東郷町、旧樋脇町）
宮之城出張所	鹿児島県薩摩郡さつま町、薩摩川内市の一部（旧入来町、旧祁答院町）
菱刈出張所	鹿児島県伊佐市、始良郡湧水町、霧島市の一部（旧牧園町、旧横川町）
京町出張所	宮崎県えびの市、小林市、都城市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町

(6) 川内川河川事務所の管理区間から概ね20km以内に、緊急時の復旧作業等に必要の人員・作業員・資材・機材を有する基地（以下、「作業所等」という。）があり、出動が可能であること。

ただし、京町出張所に応募する場合は、宮崎県えびの市、小林市、都城市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町の何れかに作業所等があること。

なお、作業所等には、工事現場等で短期間に設置される現場事務所等は含まず、常設であるものに限る。

(7) 1級または2級の土木施工管理技士を3名以上有すること。但し、1級土木施工管理技士を1名以上有すること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 参加方法等

(1) 参加希望者は、次のア)～カ)に掲げるところにより、申請書及び技術資料等を提出するものとする。

ア) 参加要項：申請書（様式－1）及び技術資料（様式－2～4）、参考様式の入手先：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

イ) 提出資料：申請書（様式－1）及び技術資料等（様式－2～4並びに添付資料）、参考様式

ウ) 提出期間：平成29年1月27日（金）～平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

エ) 提出場所：〒895-0075鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課 宛

電話番号：0996-22-3430

オ) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

カ) その他：申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意すること。

①申請書には、会社の代表者印を押印すること。

②希望する出張所名を必ず記入すること。

なお、複数の出張所に重複しての応募はできない。

4. その他

技術資料の協定締結者の評価及び決定方法などの詳細については「技術資料等説明書」による。